

# 重度障害者医療助成制度あり方検討会議(第1回)次第

日 時:令和5年5月26日(金)午後4時～午後5時30分  
場 所:京都テルサ「D会議室」

## 1 開 会

## 2 議 題

- (1) 重度障害者医療助成制度の現状について
- (2) その他

## 3 閉 会

### <配付資料>

- 重度障害者医療助成制度あり方検討会議 設置要領
- 重度障害者医療助成制度あり方検討会議 委員名簿
- 重度障害者医療助成制度あり方検討会議(第1回) 出席者名簿
- 重度障害者医療助成制度あり方検討会議(第1回) 配席図
- 資料1 重度心身障害児(者)医療助成制度等の概要
- 資料2 障害者手帳の交付状況
- 資料3 全国状況 精神障害児(者)対象の医療費助成制度
- 資料4 精神障害児(者)への医療費助成制度 全国の所得制限状況
- 資料5 精神障害児(者)への医療費助成制度 全国の自己負担状況
- 資料6 自立支援医療費(精神通院医療)の概要
- 資料7 府内市町村 精神障害児(者)に対する医療費助成の状況
- 資料8 障害等級判定基準と等級程度の比較
- 資料9 障害者医療助成制度ワーキンググループにおける検討結果

## 重度障害者医療助成制度あり方検討会議設置要領

### (目的)

第1条 京都府における重度障害者の医療助成制度のあり方について、市町村をはじめ有識者や利用者のほか、医療・福祉関係者の意見を幅広く聴取するために、重度障害者医療助成制度あり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (委員の役割)

第2条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 重度障害者の医療助成制度に関すること。
- (2) その他、重度障害者の医療助成制度を運営・維持するに当たり必要と認められること。

### (委員の要件等)

第3条 検討会議の委員は、14名以内とし、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 精神保健福祉専門機関
  - (3) 当事者・家族団体
  - (4) 医療関係者
  - (5) 福祉関係者
  - (6) 市町村
- 2 委員の任期は、1年とする。
  - 3 検討会議の関係行政機関の職員等がオブザーバーとして参加する。

### (委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、検討会議で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

### (座長)

第5条 検討会議には、座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、検討会議の議事を運営する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第6条 検討会議は知事が招集する。

- 2 知事は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (公開)

第7条 検討会議は原則として公開とする。ただし、検討会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和5年4月28日から施行する。

## 重度障害者医療助成制度あり方検討会議 委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職名
学 識 経 験 者	いなるみ きみよし 稲森 公嘉	京都大学大学院法学研究科・教授
	すずき りょう 鈴木 良	同志社大学社会学部・准教授
精神保健福祉 専門機関	はとよ まさ 波床 将材	京都市こころの健康増進センター・所長
当事者・家族 団 体	しず つゆこ 静 津由子	公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会・専務理事
医 療 関 係 者	みき ひで 三木 秀樹	一般社団法人京都府医師会・理事
	よねざわ あつし 米沢 篤	一般社団法人京都府歯科医師会・理事
	なつめ きみゆき 夏目 君幸	一般社団法人京都府薬剤師会・常務理事
	はた のり 畑 典男	一般社団法人京都私立病院協会・理事
福 祉 関 係 者	なかい としひろ 中井 敏宏	社会福祉法人京都府社会福祉協議会・常務理事
市 町 村	たけなが ひろき 徳永 博己	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室・室長
	しばた みどり 柴田 みどり	福知山市福祉保健部・部長
	ほしかわ おさむ 星川 修	宇治市健康長寿部・部長
	いとう ひでとし 伊藤 秀壽	精華町住民部国保医療課・課長
	やの あきお 矢野 彰男	与謝野町保健課・課長

## 重度障害者医療助成制度あり方検討会議（第1回）出席者名簿

### ◆ 委員

(敬称略)

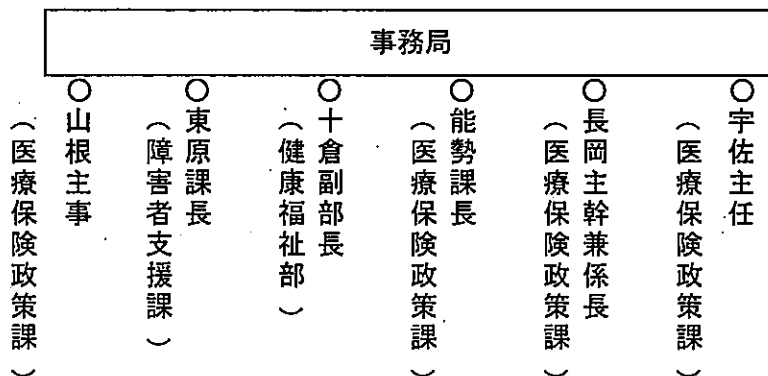
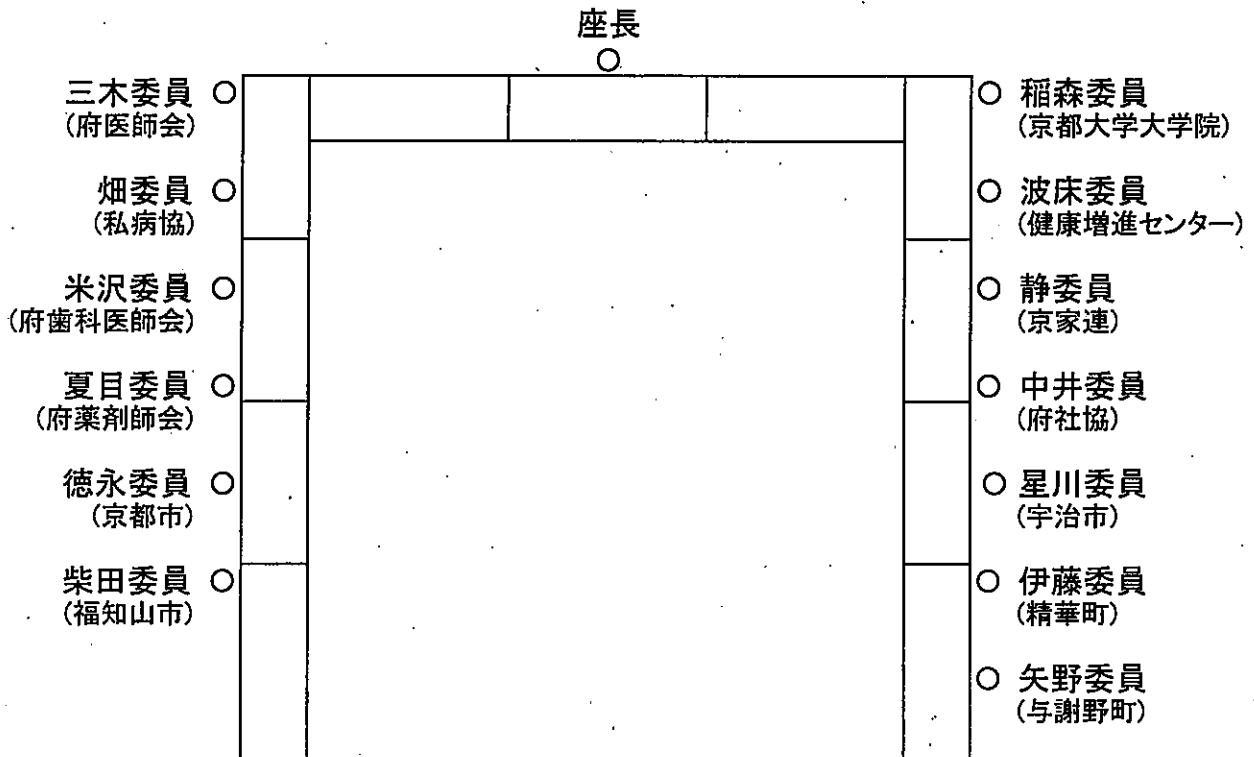
区 分	所 属	職 名	氏 名	備考
学識経験者	京都大学大学院法学研究科	教 授	稲 森 公 嘉	
	同志社大学社会学部	准 教 授	鈴 木 良	欠
精神保健福祉 専門機関	京都市こころの健康増進センター	所 長	波 床 将 材	
当事者・家族団体	公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連 合会	専 務 理 事	静 津 由 子	
医療関係者	一般社団法人京都府医師会	理 事	三 木 秀 樹	
	一般社団法人京都私立病院協会	理 事	畑 典 男	
	一般社団法人京都府歯科医師会	理 事	米 沢 篤	
	一般社団法人京都府薬剤師会	常 務 理 事	夏 目 君 幸	
福祉関係者	社会福祉法人京都府社会福祉協議会	常 務 理 事	中 井 敏 宏	
市町村	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室	室 長	徳 永 博 己	
	福知山市福祉保健部	部 長	柴 田 み どり	
	宇治市健康長寿部	部 長	星 川 修	
	精華町住民部国保医療課	課 長	伊 藤 秀 壽	
	与謝野町保健課	課 長	矢 野 彰 男	

### ◆ 事務局

京 都 府	健康福祉部	副 部 長	十 倉 孝 之	
	健康福祉部 医療保険政策課	課 長	能 勢 弘 康	
	健康福祉部 医療保険政策課 あんしん医療推進係	主 幹 兼 係 長	長 岡 正 尚	
		主 任	宇 佐 恒 太 朗	
		主 事	山 根 涼 香	
健康福祉部 障害者支援課	課 長	東 原 勲		

# 重度障害者医療助成制度あり方検討会議(第1回) 配席図

日時: 令和5年5月26日(金) 午後4時00分～  
 場所: 京都テルサ「D会議室」



## 重度心身障害児(者)医療助成制度等の概要

事業名	重度心身障害児(者)医療助成制度	重度心身障害老人健康管理事業
制度創設	昭和50年	昭和58年
対象者	次の①～③のいずれかに該当 (後期高齢者医療の被保険者を除く)	次の①～③のいずれかに該当 (後期高齢者医療の被保険者を対象)
	① 身障手帳1・2級保持者 ② 概ねIQ35以下の知的障害者 ③ 身障手帳3級保持かつ概ねIQ50以下の重複障害者	
給付範囲	医療保険各法に基づく医療費の一部負担金相当額	
所得制限	障害児福祉手当・特別障害者手当の所得制限額を適用 ※参考 2人世帯(本人と扶養義務者(配偶者等))の場合 ( 本人 約570万円(給与収入)以下 かつ 扶養義務者 約860万円(給与収入)以下 )	
自己負担	なし	
負担割合	府1/2	市町村1/2
R5当初予算	1,907百万円	1,030百万円
受給者証交付数 (R4.8.1現在)	22,548人	22,776人

制度改正の経過	◆改正事項 所得制限	
	制度開始～H7年	老齢福祉年金の所得制限額を適用
	H8年以降 (所得制限の緩和)	障害児福祉手当・特別障害者手当の所得制限額を適用

## 障害者手帳の交付状況

## 【身体障害者手帳交付者数】

(単位:人)

等 級	令和3年度末現在			平成22年度末現在			R3とH22との比較	
	京都市	25市町村	計	京都市	25市町村	計	増減(人)	増減(%)
1 級	19,052	17,600	36,652	21,528	16,626	38,154	-1,502	96.1%
2 級	10,674	9,007	19,681	13,851	9,089	22,940	-3,259	85.8%
3 級	10,949	10,462	21,411	13,991	10,881	24,872	-3,461	86.1%
4 級	18,642	19,073	37,715	20,898	17,425	38,323	-608	98.4%
5 級	6,148	6,106	12,254	5,949	4,754	10,703	1,551	114.5%
6 級	5,492	6,042	11,534	5,289	4,807	10,096	1,438	114.2%
計	70,957	68,290	139,247	81,506	63,582	145,088	-5,841	96.0%

## 【療育手帳交付者数】

(単位:人)

等 級	令和3年度末現在			平成22年度末現在			R3とH22との比較	
	京都市	25市町村	計	京都市	25市町村	計	増減(人)	増減(%)
A 判 定	5,164	4,896	10,060	4,379	4,012	8,391	1,669	119.9%
B 判 定	12,003	7,171	19,174	7,047	5,141	12,188	6,986	157.3%
計	17,167	12,067	29,234	11,426	9,153	20,579	8,655	142.1%
A 判 定 比 率	30.1%	40.6%	34.4%	38.3%	43.8%	40.8%		

## 【精神保健福祉手帳交付者数】

(単位:人)

等 級	令和3年度末現在			平成22年度末現在			R3とH22との比較	
	京都市	25市町村	計	京都市	25市町村	計	増減(人)	増減(%)
1 級	1,850	461	2,311	1,467	630	2,097	214	110.2%
2 級	11,652	3,905	15,557	5,898	2,472	8,370	7,187	185.9%
3 級	7,119	4,247	11,366	3,613	2,174	5,787	5,579	196.4%
計	20,621	8,613	29,234	10,978	5,276	16,254	12,980	179.9%

全国状況 精神障害児(者)対象の医療費助成制度

(令和5年4月1日現在)

対象等級	所得制限 なし		所得制限 あり				計
	通院・入院		通院・入院		通院のみ		
3級まで			1	[精神科入院を除く] 福島県			1
2級まで	1	[精神科のみ] 愛知県	5	奈良県、 富山県、山梨県 岐阜県、島根県	2	福井県、長野県	8
1級のみ	2	栃木県、群馬県	20	大阪府、和歌山県 青森県、岩手県 宮城県、山形県 茨城県、千葉県 東京都、新潟県 石川県、静岡県 鳥取県、山口県 熊本県  [精神科入院を除く] 埼玉県、佐賀県 大分県、 福岡県(3歳～中学生は対象)  [精神科入院・通院を除く] 兵庫県	5	北海道、神奈川県 三重県、広島県 長崎県	27
計	3		26		7		36
	3		33				

- ※ 滋賀県と沖縄県は、精神科の通院(自立支援医療(精神通院))の軽減措置(滋賀は無料)あり。
- ※ 岩手県、群馬県は、障害年金1級を対象。
- ※ 山形県、茨城県、山口県は、精神障害者保健福祉手帳及び障害年金1級を対象。



## 精神障害児(者)への医療費助成制度 全国の所得制限状況

(令和 5 年 4 月 1 日現在 都道府県数)

所得制限なし		3		
所得制限あり	本人のみ	老齢福祉年金	2	9
		特別障害者手当 障害児福祉手当	5	
		その他	2	
	本人及び 配偶者又は 扶養義務者	老齢福祉年金	5	24
		特別障害者手当 障害児福祉手当	10	
		特別児童扶養手当	3	
		障害児福祉手当、 特別障害者手当、 特別児童扶養手当、 老齢福祉年金の併用	3	
		その他	3	
	計			36

### 各制度の所得基準額

#### ○老齢福祉年金

(単位：円)

扶養親族等の数	受給資格者本人	配偶者及び扶養義務者
0	1,695,000	6,387,000
1	2,075,000	6,636,000
2	2,455,000	6,849,000
3	2,835,000	7,062,000

#### ○特別障害者手当、障害児福祉手当

0	3,604,000	6,287,000
1	3,984,000	6,536,000
2	4,364,000	6,749,000
3	4,744,000	6,962,000

#### ○特別児童扶養手当

0	4,596,000	6,287,000
1	4,976,000	6,536,000
2	5,356,000	6,749,000
3	5,736,000	6,962,000

精神障害児(者)への医療費助成制度  
全国 自己負担状況

(令和5年4月1日現在 都道府県数)

自己負担なし			12	
自己負担あり	通院	医療費の1割	6	24
		1医療機関当たり500円/月	3	
		500円/レセプト	4	
		その他	11	
	入院	医療費の1割	6	19
		1医療機関当たり500円/月	2	
		500円/レセプト	2	
		その他	9	
計			36	

## 自立支援医療費（精神通院医療）の概要

自立支援医療費（精神通院医療）は、精神障害の通院医療費の負担を軽減するための制度です。

### ●対象となる方は

精神障害（てんかんを含む）により、通院による治療（調剤、訪問看護を含みます。）を続ける必要がある方が対象となります。（現在病状が改善していても、その状態を維持しかつ再発を予防するために通院医療を継続する必要がある場合も対象になります。）

注意：次のような内容の医療は対象外となります。

- 入院医療の費用
- 公的医療保険（健康保険）が対象とならない治療・投薬などの費用  
（例：病院や診療所以外でのカウンセリングなど）
- 同じ医療機関で治療を受けていても、精神障害と関係のない疾患の医療費（内科薬、外用薬、精神障害に関係しない検査など）

### ●医療機関等での自己負担額について

精神疾患の医療費の自己負担が1割に軽減されます。（健康保険で3割負担の方は、2割を京都府が負担します）また、1ヶ月あたりの負担には、「世帯」の市町村民税の課税・非課税などの所得や、精神疾患の状態、高額な費用負担の継続により上限額を設けています。

※なお、京都府内の市町村国民健康保険（京都市を除く）に加入されている方は、自己負担相当額を医療付加金として医療機関に支払われるため、窓口での負担はありません。

### 「京都府独自の取組（セーフティネット）」

京都府では市町村と協力して「障害者福祉サービス等利用支援事業」を創設し、国の基準より低い上限額を設け、負担の低減を図っています。

#### ■ 京都府の利用者負担上限額（京都市は除く。）

所得階層区分		国月額上限		京都府・〇〇市町村 月額上限	
		一般	重度かつ継続	一般	重度かつ継続
生活保護受給世帯		0		0	
市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯	本人の収入が 年間80万円以下	2,500		1,250	
	障害基礎年金1級及び 特定障害者手帳のみ	5,000			
	上記以外			2,500	
市 町 村 民 税 課 税 世 帯	市町村民税所得割 3万3千円未満	医療保険の 負担上限額	5,000	10,000	2,500
	市町村民税所得割 16万円未満		10,000	18,600	5,000
	市町村民税所得割 16万円以上			37,200	
	市町村民税所得割 23万5千円以上	給付対象外	20,000	給付対象外	20,000

### ●申請の窓口及び問い合わせ先

お住まいの市町村となります。

※新しく申請される際には京都府の様式の診断書が必要です。また、申請書等を備え付けておられる病院や診療所がありますので、通院されている病院等にご相談下さい。

府内市町村  
精神障害児(者)に対する医療費助成の状況

(R 5. 4 現在)

市町村	対 象	所 得 制 限	助 成	
			内 容	方 法
福知山市	精神障害者保健福祉手帳1～3級	<本人> 市町村民税非課税  <配偶者・扶養義務者> 特別障害者手当 又は 障害児福祉手当の所得基準額	医療保険の自己負担額 (附加給付控除)  ※精神疾患による入院は対象外	現物給付  ※府外受診は償還払
京田辺市	障害年金1・2級	な し	医療保険の自己負担額 (附加給付控除)	現物給付  ※府外受診は償還払
南丹市	精神障害者保健福祉手帳1～3級	特別障害者手当 又は 障害児福祉手当の所得基準額	<入院> 医療保険の自己負担額 (附加給付控除)  <入院外> 医療保険の自己負担額から300円/医療機関・日を控除した額 (調剤薬局分は負担なし)	現物給付  ※府外受診は償還払
京丹波町	精神障害者保健福祉手帳1・2級 又は 障害年金1・2級	特別障害者手当 又は 障害児福祉手当の所得基準額	医療保険の自己負担額 (附加給付控除)	現物給付  ※府外受診は償還払

## 障害等級判定基準と等級程度の比較

身体障害	知的障害 (療育手帳)	精神障害	参 考		
			【年金】 障害年金	【国税】 特別障害者 控除	【NHK】 受信料減免
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者福祉法</li> <li>身体障害者障害程度等級表 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳制度について (S48年厚生省発児第156号厚生省通知)</li> <li>※ 上記通知は技術的助言。各府県が要綱等を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</li> <li>精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準 (H7年健医発1133号厚生省通知)</li> </ul>	国民年金法 厚生年金保険法	所得税法施行令	日本放送協会放送受信料免除基準
<p>1級</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心臓、腎臓等の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</li> <li>○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの</li> <li>○ 両上肢の機能を全廃のもの、視力の良い方の眼が0.01以下のもの 等</li> </ul>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ IQが概ね35以下であって、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事、着脱衣、排便及び洗面等の日常生活の介助を必要とする。</li> <li>・ 異食、興奮などの問題行動を有する。</li> </ul> </li> <li>○ IQが概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有するもの</li> </ul>	<p>1級</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li> <li>※ 他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度</li> <li>※ 障害年金1級であれば、精神保健福祉センターの判定を要しない。</li> </ul>	<p>1級</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li> <li>○ 両上肢のすべての指を欠くもの、両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの 等</li> <li>○ 精神の障害であって前各号と同程度以上のもの</li> </ul>	特別障害者に該当 (控除40万円)	重度障害者に該当 (半額免除)
<p>2級</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害により日常生活が極度に制限されるもの</li> <li>○ 両上肢のすべての指を欠くもの、視力の良い方の眼が0.02以上0.03以下のもの 等</li> </ul>	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重度(A)のもの以外</li> </ul>	<p>2級</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</li> <li>※ 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難</li> <li>※ 障害年金2級であれば、精神保健福祉センターの判定を要しない。</li> </ul>	<p>2級</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</li> <li>○ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの、両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの 等</li> <li>○ 精神の障害であって前各号と同程度以上のもの</li> </ul>	障害者 (控除27万円)	—
<p>3級</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心臓、腎臓等の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</li> <li>○ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の障害により日常生活が著しく制限されるもの</li> <li>○ 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの、視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの 等</li> </ul>					

※注意 本図は、あくまでも概念的なものであり、厳密に区分されているものではない。

※参考図書「四訂 精神保健福祉法詳解(精神保健福祉研究会監修 2016年2月発行)」

523頁 図2-3「精神障害者保健福祉手帳と年金の障害程度の比較」

524頁 図2-4「等級の程度の比較」

## 障害者医療助成制度ワーキンググループにおける 検討結果について

- ◆開催実績 第1回 (R4. 11. 21)、第2回 (R5. 1. 13)、第3回 (R5. 2. 15)、第4回 (R5. 3. 9)
- ◆参加市町村 京都市、福知山市、宇治市、長岡京市、南丹市、木津川市、宇治田原、精華町、与謝野町
- ◆検討事項 障害者医療助成制度に係る対象者の拡大等について

### ■ 現状と課題

- ・精神障害のある方に対する医療費助成について、自立支援医療（精神通院医療）は、精神障害に係る継続的な通院医療に限定され、精神疾患以外の病気・けがや入院医療費は自己負担となっている。
- ・府の障害者医療助成制度においても、身体1・2級や知的障害を対象としている一方で、精神障害は対象外であり、公平を期す必要がある。
- ・多くの都道府県では、精神障害も対象としているが、対象者や医療費の範囲等は異なっている状況

### ■ 要件の検討

#### 1 対象者拡充の範囲

[現行制度：身障1・2級、知的障害 (IQ35以下)、身障3級かつIQ50以下 (重複障害)]

#### (1) 精神1級

- ・所得税の特別障害者控除やNHK放送受信料の減免など、各種制度において、身体1・2級、療育A、精神1級を「重度」としている例が多い。「重度」を対象とする本制度も、まずは精神1級を早期に対象として拡充し、バランスをとるべき。

#### (2) 精神2・3級

- ・精神1級のみでは、該当者が少なく、拡充しても事業効果があるのか疑問であり、精神障害のある方を幅広く対象とすべき。

<慎重な検討を求める意見>

- ・精神2・3級は、この十数年で倍近くに増加しており、経費を考えると難しい。
- ・本制度は、重度を対象としており、精神2・3級（中程度）までの拡充は合理的ではない。

#### (3) 身体3級・療育B

<慎重な検討を求める意見>

- ・精神の拡充は、団体から市町村に要望もあり、優先する必要がある。
- ・身体3級・療育Bも拡充するとなると、システム改修等の事務量が増え、早期に精神の拡充を進めることが難しい。
- ・本制度は、重度を対象としており、中程度者までの拡充は合理的ではない。

2 対象とする医療費 [現行制度：入院・通院とも対象]

- ・現行制度（身体1・2級等）は、精神科の入院費も助成対象としており、精神障害も公平に対象とすべき。

3 自己負担 [現行制度：自己負担なし]

- ・コロナ禍や物価上昇が厳しい現状の中、自己負担の導入は、望ましくない。
- ・対象者を重度障害以外にまで拡充する場合には、検討が必要である。

4 所得制限 [現行制度：特別障害者手当の基準に準じる。]

- ・対象者を拡充する一方で、所得制限の基準額の引上げは、望ましくない。
- ・現行制度の所得制限の基準を変更する合理的な理由がない。
- ・対象者を重度障害以外まで拡充する場合には、検討が必要である。

5 市町村の準備期間

- ・早期に拡充すべきであるが、各市町村では、条例・要綱の改正、システム改修、予算措置、住民への周知、医療機関への事前説明などの必要がある。
- ・府の制度案決定の後、6箇月程度の期間を要する。  
※制度改正の内容・規模等により、システム改修に要する期間は変動